

小型乗合交通ビジネスモデル化プロジェクト分科会 設置要綱

（設置）

第1条 小型乗合交通ビジネスモデル化プロジェクト分科会（以下「分科会」という。）は、八戸市地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）に掲げる小型乗合交通ビジネスモデル化プロジェクトに関連して、専門的な検討及び連絡調整を行うため、八戸市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する分科会として設置する。

（組織）

第2条 分科会を組織する構成団体は、要綱第3条第4号に規定する構成員の属する団体を基本とし、必要に応じて他の構成員の参加を認めるものとする。

- 2 分科会の参加者は、構成団体の任意とし、所属及び職種等は問わないものとする。
- 3 分科会には、必要に応じて学識経験者や知識経験者を招聘することができる。
- 4 分科会は、原則として非公開とする。

（会議）

第3条 分科会は、会長の同意を得たうえで、必要に応じて開催する。

（関係者の出席等）

第4条 分科会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第5条 分科会の庶務は、会議の事務局において処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、構成団体が協議し、会長の同意を得たうえで別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月4日から施行する。